

R8 SD-1 一般競争入札（期間入札） 下水処理場脱水汚泥収集運搬処分業務委託 （R9. 2～R10. 3再資源化その1）	下水道施設課
---	---------------

下水処理場で発生する脱水汚泥の収集運搬処分について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札（期間入札（下記【注意事項】1参照））（以下単に「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項並びに高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条第1項並びに特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号）第5条及び第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1 入札に付する業務	下水処理場脱水汚泥収集運搬処分業務委託 （R9. 2～R10. 3再資源化その1）
2 業務の履行場所	≪収集運搬≫ 東部下水処理場（高松市屋島西町2366番地6） 香東川浄化センター（高松市香西本町762番地） 以上2下水処理場から処理施設まで ≪処分≫ 処理施設
3 履行期間	令和9年2月1日から令和10年3月31日まで （ただし、汚泥の搬出期間は、令和9年2月1日から令和10年1月31日までのうちで高松市が指定する期間とする。また、契約の日から搬出開始までの期間は、処分地自治体との搬入協議期間とし、令和10年2月1日から令和10年3月31日までは履行確認期間とする。）
4 予定数量	8,000t（汚泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。） 東部下水処理場：8,000t 香東川浄化センター：0t （予期せぬ事情により、搬出の可能性あり。）
5 最低制限価格	設定しない。
6 予定価格	公表しない。
7 入札保証金	免除する。

8 履行保証	契約保証金を要する。（契約保証金の額は、契約金額（単価をもって契約するものの契約保証金は、予定金額の総額）の100分の10以上の額とする。） ただし、高松市契約規則第24条第2号又は第4号のいずれかに該当する場合は免除する。この場合においては、契約保証金免除申請書を提出すること。
9 支払条件	完了払（毎月の委託業務が完了し、検収合格後、適法の請求があつてから30日以内に支払をする。）
10 欧州連合等の供給者の入札参加	認める。
11 入札参加条件	入札参加者は、高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領（令和3年1月18日施行。以下「実施要領」という。）第3条に規定する者かつ次の要件を全て満たしていること。なお、入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有することにつき契約事務担当員の確認を受けなければならない。また、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に実施要領第3条の参加資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないこととする。 （1）日本国内に本店又は支店を有すること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に定める欧州連合等の供給者は、この限りでない。 （2）入札者の構成等 入札者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた業者（以下「処分業者」という。）と廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者（以下「収集運搬業者」という。）により構成されるグループ又は産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた単独の業者とし、グループで応募する場合は、次の要件を満たすこと。 ア 廃棄物処理法に基づく処分業者を代表者とし、代表者が落札者決定までの手続を行い、全ての責任を負うこと。 イ 12の手続きにおいて、当該グループの構成員を明らかにすること。 （3）単独の業者及びグループの構成員に求める要件 ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。 イ 令和8年～10年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（以下「一般名簿」という。）又は令和8年～10年高松市特定調達契約等一般競争入札資格者名簿（以下「特定調達契約等名簿」という。）において、業種として、収集運搬業務を行う業者は7602収集運搬（産業廃棄物）に、処分業務を行う業者は7605処分（産業廃棄物）に登載されている者であること。

	ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止期間中でないこと。 エ 破産法（平成１６年法律第７５号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。 a 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者 b 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者 オ 当該グループの構成員は、入札参加確認を受けた構成員に限る。 カ 当該グループの構成員となったものは、別のグループの構成員ではないこと。
1 2 入札参加申請	(1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。 ただし、オに掲げる書類は、エの市内事務所・事業所一覧表において「高松市内に事務所・事業所はありません」を選択した場合又は一般名簿若しくは特定調達契約等名簿の申請時にオに掲げる書類を既に提出しており、高松市内における事業の形態に変更がない場合は、提出不要である。 なお、営業所の代表者等の本社・本店の代表者以外の者に本案件に係る申請、入札、契約、代金の請求等の権限を委任する場合は、別途、委任状の提出が必要である。ただし、既に一般名簿において委任を行っている場合については提出不要である。 ア 入札参加申請書 1 1 (2)イに関し、業務名、構成員、参加資格として使用する名簿及び収集運搬業者が複数となる場合にはそれぞれの運搬区間を記載した書類 イ 下水汚泥の処分方法等届出書 下水汚泥の処分方法については、次の方法のうち、いずれかの処理であること。 (ア) 最終処分（再資源化処理） (イ) 中間処理（最終処分を再資源化処理とするものに限る。） なお、(イ)中間処理を選択する場合は、最終処分（再資源化処理）を行う処分業者を併せて届け出るものとする。ただし、当該処分業者は、グループとして入札に参加する場合における当該グループの構成員とはならない。 ウ 本業務を履行できることが確認できる書類 (ア) 処分業者 a 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し（イにおいて（イ）中間処理を選択した場合は、最終処分を行う処分業者に係る同許可証の写しを含む。）。また、事業の範囲に「汚泥」が含まれ

	ていること。 b 1週間当たりの最大受入量が確認できる書類 (イ) 収集運搬業者 a 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（産業廃棄物の積卸し及び積替えを行う区域を管轄する許可権者の発行した全ての許可証の写し）。また、事業の範囲に「汚泥」が含まれていること。 b 使用する産業廃棄物運搬許可車両等の一覧表及び車検証の写し エ 市内事務所・事業所一覧表 オ 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての滞納無証明書（令和8年8月1日以降発行分。写し可） カ 履行期間中に許可期限が切れる場合、該当する自治体に申請した「許可申請書の写し」を提出すること。 (2) 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。 (3) 提出場所 郵便番号 761-0113 高松市屋島西町2366番地6 高松市都市整備局 下水道施設課 東部下水処理場 電話番号 087-843-8580 FAX 087-843-2622 メール gesuisisetsu@city.takamatsu.lg.jp (4) 提出期間 令和8年8月19日（水）午前9時から令和8年9月3日（木）午後5時までの間に必着のこと。（ただし、持参による提出については、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）
1.3 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格審査申請の手続	11(3)イの規定にかかわらず、一般名簿若しくは特定調達契約等名簿に登載されていない者が入札に参加する場合又は一般名簿若しくは特定調達契約等名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であって、11(3)イで指定された業種に登載されていないものが入札に参加する場合は、次に掲げる方法により特定調達契約に係る一般競争入札資格審査申請を行うこと。ただし、有資格者については、別に定める登載業種の上限の範囲内でのみ申請することを認める。なお、詳細は高松市ホームページ掲載の【特定調達契約等用】物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領及び【特定調達契約等用業種（営業種目）の追加受付】物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格審査申請要領の定めるところによる。 (1) 申請期限 令和8年9月3日（木）午後5時まで (2) 申請場所・問合せ先 高松市財政局契約監理課 電話番号 087-839-2252 (3) 提出方法

	原則、持参により提出すること。郵送による提出は、日本国内の主たる事務所の所在地が高松市外である法人、住民票の住所が高松市外である個人又は欧州連合等区域内に本店等を有する者であって、日本国内（高松市外）に支店等を有する者に限る。 ア 持参の場合 (ア) 提出場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市財政局契約監理課（市役所8階） (イ) 提出日時 平日（休日以外の日）の午前8時30分から午後5時まで イ 郵送の場合 (ア) 提出先 郵便番号 760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市財政局契約監理課 (イ) 郵送方法 一般書留又は簡易書留とし、封筒には「（特定調達契約等用）物品等入札参加資格審査申請書在中」の表示をすること。 (ウ) 提出日時 提出期間の最終日の午後5時までに必着させなければならない。 (4) 申請書類の入手方法 本市契約監理課ホームページに掲載しているほか、窓口での配布も行っている。
1 4 入札参加資格確認結果の通知	(1) 入札参加資格の有無について、令和8年9月29日（火）午後5時までにFAXにて連絡する。 (2) 入札参加資格を有すると認めた者には入札通知書を、入札参加資格を有しないと認めた者にはその理由を記載した書面を送信する。
1 5 入札参加資格を有しないと認めた者に対する理由の説明	(1) 入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、高松市長に対して説明を求めることができる。 (2) (1)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、持参するか、FAX又は電子メールにより提出すること。 (3) 提出期限 14の通知をした日の翌日（休日を除く。）まで (4) 提出場所 12(3)に定める提出場所 (5) (1)の説明を求めた者に対する回答は、(3)の提出期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面により行う。
1 6 現場説明（現地確認）	現場説明は実施しないが、汚泥収集場所の搬出路、搬出設備等の現地確認をすることができる。ただし、事前に12(3)に定める提出場所に希望する日時等を連絡すること。

1 7 質問及び回答	(1) 業務の内容に関する質問がある場合は、令和8年9月25日(金)正午までに、質問書を指定の様式により、FAXで12(3)に定める宛先に送信すること。 (2) 質問書受付後、質問に対する回答を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。 ア 公表期間 質問のあった都度、その質問の提出後2執務日以内に、公表するものとし、公表期間の末日は、令和8年10月5日(月)とする。 イ 公表方法 本案件を掲載しているホームページ上で公表するものとする。
1 8 入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和8年9月30日(水)から令和8年10月5日(月)まで 提出先 12(3)に定める提出場所 (注) 1 持参の場合は、休日を除く。 2 提出時間は、持参の場合は、いずれの日も午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)による提出の場合は、提出期間の末日の午後5時までに必着させなければならない。
1 9 開札	日時 令和8年10月6日(火)午前10時00分 場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎 2階 203会議室
2 0 再度入札	初回の開札で落札されなかった場合は、再度の入札を行う。再度入札を行う場合には、初回の入札結果通知と併せて、FAXにて通知する。 (1) 入札書提出期限 令和8年10月9日(金)午後5時必着 (2) 提出先及び注意事項は上記「18 入札書の提出期間及び提出先」に同じ。 (3) 開札 日時 令和8年10月13日(火)午前10時00分 場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎 2階 203会議室
2 1 一連の調達契約	本件と一連の調達契約は次のとおりとする。 (1) 下水処理場脱水汚泥収集運搬処分業務委託(R9.2~R10.3再資源化その2) ア 予定数量 5,500t(汚泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。) イ 公告の時期 令和8年8月19日 (2) 下水処理場脱水汚泥収集運搬処分業務委託(R9.2~R10.3再資源化その3) ア 予定数量 934t(汚泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。) イ 公告の時期 令和8年8月19日

	(3) 下水処理場脱水污泥収集運搬処分業務委託 (R 9. 2 ~ R 10. 3 コンポスト) ア 予定数量 2, 000 t (污泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。) イ 公告の時期 令和 8 年 8 月 19 日
2 2 outline	(1) Bidding Details : Collection, transportation, and disposal (recycling) of dewatered sludge generated at the Koto River Sewage Treatment Plant and Tobu Sewage Treatment Plant. Planned Quantity: 8,000tons* (*The amount of sludge generated fluctuates, so the quantity is not guaranteed.) (2) Period of operation : From February 1, 2027 to March 31, 2028 (Japan Time) (3) Bid submission deadline by hand or in person : October 5, 2026, 5:00 p.m. (Japan Time) ※ Notice 1 Please submit except the following days : Sundays, National Holidays established by the Act on National Holidays and Saturdays 2 Office hours for submission are fixed as follows : From 9:00 a.m. to 12:00 p.m. From 1:00 p.m. to 5:00 p.m. (4) Bid submission deadline by ordinary registered mail or simplified registration mail : The mail must reach our office no later than October 5, 2026, 5:00 p.m. (Japan Time) (5) Bid opening date and time : October 6, 2026, 10:00 a.m. (Japan Time) (6) Contact information for inquiries : Tobu Sewage-treatment Plant Wastewater Facility Section, Wastewater Department, Urban Development Bureau, City of Takamatsu Address : 2366-6 Yashimanishi-machi, Takamatsu, Kagawa 761-0113 JAPAN Tel : +81-87-843-8580 Fax : +81-87-843-2622

【注意事項】

- 1 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領（特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市期間入札施行要領の特例に関する要領第2条、第3条及び第4条において読み替えて適用されるもの。以下同じ。）期間入札（試行）に関する留意事項（特定調達契約用）等を熟読し遵守の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- 2 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、日本語以外の言語で記述された書面については、原本に加え、当該記述部分について日本語訳を作成し、添付すること。
- 3 入札者に要求される事項
 - （1） 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
 - （2） 入札書に記載する金額は、トン当たりの処分費及び収集運搬費の合算額とする。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - （3） 入札書に、住所（所在地）、商号又は名称、代表者氏名、入札金額及び入札年月日を正確に記入し、押印すること。訂正した場合は、訂正箇所には必ず押印すること（押印する場合の印鑑について、法人印（社印）は使用できない。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用すること。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑とすること。）。

なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。また、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。
 - （4） 入札書に記載する金額は、百円未満の端数は認めない。
 - （5） 入札者は、入札に際し、処分業と収集運搬業（構成員が複数となる場合は、構成員ごと）のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書を入札書に添付して提出するものとする。

- (6) 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のしたもの
- (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
- (3) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
(押印のない入札書においては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載がないもの)
- (5) 金額を訂正したもの
- (6) 内訳書の提出がないもの、若しくは内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難いもの、又はその内容に妥当性を欠くと認められるもの
- (7) 入札書の金額と内訳書の金額が一致しないもの
- (8) 入札書に百円未満の端数が記載されたもの
- (9) 鉛筆等の簡易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- (10) 高松市期間入札(試行)に関する留意事項(特定調達契約用)の12に該当するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

5 落札者の決定方法等

指定期間内に投函された入札書を開封し、次の要領で契約の相手方を決定する。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) (1)の場合において、最低価格をもって有効な入札を行った者が2業者以上ある場合は、契約監理課のカウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領により、後日、下水道施設課の指定する日時にくじによって決定する。(くじの辞退はできない。)
- (3) 入札結果は、本案件を掲載しているホームページ上で公表するほか、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱(もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>))≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ掲載)に基づき閲覧に供する。
- (4) 落札者が免税事業者である場合は、落札決定日の翌執務日までに、「免税事業者届出書」をFAXで下水道施設課に提出すること。期限までに免税事業者届出書の提出がない場合、課税事業者として取り扱うものとする。なお、「免税事業者届出書」の原本は、契約書の提出時に下水道施設課に提出すること。

6 落札の取消し

落札の取消しについては、高松市契約規則第14条の5の定めるところによる。

7 契約の締結

当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、12入札参加申請(1)アの書類に記載されたグループの構成員とそれぞれ処分又は収集運搬に係る契約を締結するものとする。

8 その他

- (1) 高松市長は、緊急やむを得ない理由により入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、延期し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において本入札参加者（グループの構成員を含む。）が損害を受けることがあっても、高松市長は、その責めを負わない。
- (2) 本件について、入札者が一者のみであっても入札は成立するものとする。
- (3) 入札参加者のグループ構成員の1者以上が、入札までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、全ての構成員が入札に参加できない。また、グループ構成員の1者以上が契約までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、全ての構成員との契約を締結しない。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (4) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (5) この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、高松市契約規則、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則及び高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領その他関係規程の定めるところによる。
- (6) 入札参加資格の確認、入札及び契約に関して要した全ての費用については、申請者、入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- (7) 提出された入札参加申請書、確認資料等、一切の書類について返却はしない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおりに定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、以下のようになります。

なお、（５）以外は、法定事項となります。

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当

たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週 40 時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週 44 時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- （2） 雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、最低 10 日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （3） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （4） 賃金は毎月 1 回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- （5） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （6） （1）から（5）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

上記で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。